

【新設】(通算完全支配関係を有しなくなる事実)

2-36 法第 64 条の 10 第 6 項第 6 号《通算制度の取りやめ等》に規定する「通算完全支配関係を有しなくなったこと」には、例えば、次に掲げる事実がこれに該当する。

(1) 通算子法人の発行済株式又は出資（以下 2-39 までにおいて「発行済株式等」という。）の全部又は一部が当該通算子法人との間に通算完全支配関係がない者に保有されることとなったこと

(2) 通算子法人の発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有する他の通算子法人（以下 2-39 までにおいて「株式等保有通算子法人」という。）に次に掲げる事実が生じたことに基因して通算完全支配関係を有しなくなったこと

イ 株式等保有通算子法人の発行済株式等の全部又は一部が当該株式等保有通算子法人との間に通算完全支配関係がない者に保有されることとなったこと

ロ 破産手続開始の決定による解散

ハ 合併による解散（当該株式等保有通算子法人との間に通算完全支配関係がある通算法人との合併による解散を除く。）

ニ 法第 127 条第 2 項《青色申告の承認の取消し》の規定による通知を受けたことにより通算承認の効力を失ったこと

ホ 令第 131 条の 11 第 2 項《通算法人の範囲》の規定により読み替えられた令第 4 条の 2 第 2 項《支配関係及び完全支配関係》に規定する「割合」が 5%以上となったこと

(3) 通算親法人に(2)ニに掲げる事実が生じたこと

【解説】

1 法人税法第 64 条の 10 第 6 項各号《通算制度の取りやめ等》の規定では、通算法人に係る通算承認がその効力を失うこととなる事実が列挙されている。このうち同項第 6 号では、通算子法人が同項第 1 号から第 5 号までに規定する事実以外の事実を基因して通算完全支配関係を有しないこととなり通算承認の効力を失うこととなる事実について、「通算完全支配関係を有しなくなったこと（前各号に掲げる事実を基因するものを除く。）」(法 64 の 10⑥六)と、包括的な文言により定められている。

2 この同項第 6 号の規定により通算承認の効力を失うこととなるのは具体的にどのような事実が生じた場合をいうのか、といった疑問が生ずるが、本通達では、この点について、例示により明らかにしている。

まず、本通達の(1)では、通算子法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」という。）の全部又は一部が当該通算子法人との間に通算完全支配関係がない者に保有されることとなったことを掲げている。

次に、本通達の(2)では、当該通算子法人の発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有する他の通算子法人（以下「株式等保有通算子法人」という。）について一定の事実が生じたことを掲げており、この一定の事実についてイからホまでに列挙している。このイからホまでに掲げる事実とは、株式等保有通算子法人自身が通算グループから離脱する基因

となる事実であり、株式等保有通算子法人にこれらの事実が生じたことに伴い、当該通算子法人も、通算親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなり、その結果、通算承認の効力を失うこととなる。

最後に、本通達の(3)では、通算親法人が法人税法第127条第2項《青色申告の承認の取消し》の規定による通知を受けたことにより当該通算親法人の通算承認の効力が失われることとなった結果、その通算グループに属する通算子法人も、当該通算親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなりその通算承認の効力を失うこととなることを、念のため明らかにしている。

- 3 なお、本通達は、連結納税制度における承認のみなし取消事由と同様の規定がグループ通算制度においても定められた（注）ことから、旧法人税法第4条の5《連結納税の承認の取消し等》に係る取扱いとして定めている連結納税基本通達1-2-7《連結完全支配関係を有しなくなる事実》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。

（注） グループ通算制度にあっては、承認の取消しに代えて承認の失効とされたため、通算承認の失効事由の規定として定められている。